

占冠村宿泊税導入対応支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、占冠村宿泊税条例（令和7年条例第2号。以下「条例」という。）により課する宿泊税を円滑に導入し、持続可能な観光振興を図っていくため、占冠村宿泊税導入対応支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 北海道宿泊税 北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）により課する宿泊税をいう。
- (2) 占冠村宿泊税 占冠村宿泊税条例（令和7年条例第2号）により課する宿泊税をいう。
- (3) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (4) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (5) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (6) 宿泊事業者 宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者をいう。
- (7) 村税等 占冠村税条例（昭和38年条例第6号）第2条第2号に規定する徴収金及び村に納入する公共料金等をいう。

(交付対象事業)

第3条 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 占冠村宿泊税システム整備支援金（以下「システム支援金」という。）
- (2) 占冠村宿泊税導入支援金（以下「導入支援金」という。）

(交付対象経費)

第4条 システム支援金の対象となる経費は、前条の交付対象事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

(交付対象者)

第5条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、村内に宿泊施設を有する宿泊事業者であって、かつ、次の各号をすべて満たしている者とする。

- (1) 申請日現在において、村内の宿泊施設で事業を営んでおり、かつ、村が宿泊税特別徴収義務者として指定又は登録をしている者のうち、引き続き宿泊施設の営業を行う意思があること。
- (2) 村税等を滞納している者でないこと。ただし、分納誓約による納付を履行している場合は、この限りではない。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に

基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。

- (4) 占冠村暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- (6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと、及びその者と関わりがないこと。

2 第3条第1号に規定するシステム支援金を受けようとする者は、北海道宿泊税システム整備費補助金（以下「北海道補助金」という。）の額の確定通知を受けていること。
(支援金の額)

第6条 支援金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) システム支援金の額は、北海道宿泊税システム整備費補助金交付要綱第18条の補助金の額と同額とする。
- (2) 導入支援金の額は、旅館業にあっては施設ごとに算出するものとし、別表第2旅館業法の項のとおりとする。住宅宿泊業にあっては保有している施設数にかかわらず別表第2住宅宿泊事業法の項のとおりとする。

(支援金の交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする宿泊事業者（以下「交付申請者」という。）は、占冠村宿泊税導入対応支援金交付申請書（別記第1号様式）に、別表第3に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

2 交付申請の受付開始日については、村長が別に定める。
(交付決定及び辞退申出書)

第8条 支援金は、村が調査の上、交付の可否を決定し、交付申請者に対し占冠村宿泊税導入対応支援金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「交付決定通知」という。）により通知する。ただし、村が調査したときに疑義が生じた内容については、交付申請者に対し、聞き取りを行い、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

2 前項により交付決定通知書を受けた宿泊事業者が支援金の交付を辞退する場合には、通知後14日以内に占冠村宿泊税導入対応支援金辞退申出書（別記第3号様式）を村長に提出しなければならない。
(交付の方法)

第9条 支援金は、口座への振込により交付するものとし、現金での交付は行わないものとする。

(支援金支給決定の取消し及び返還)

第10条 村長は、前条により支援金の交付後、支援金を受けた宿泊事業者が内容を偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合には、支援金の支給決定を取消すことができる。

2 村長は、前項により支援金の交付決定を取り消したときは、占冠村宿泊税導入対応支援金交付決定取消兼返還通知書（別記第4号様式）により支援金を受けた宿泊事業者に対し通知するものとする。

3 村長は、第1項により支援金の交付決定を取り消した場合には、支援金を交付した宿泊事業者に対し、支援金の返還を求めることができる。

(調査)

第11条 村長は、調査の必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた宿泊事業者又は関係機関に対し、報告を求め、又は検査を行うことができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条及び第11条の規定については、この要綱が失効後もなお、その効力を有するものとする。

別表第1（第4条関係）

事業	交付対象経費	対象例
システム支援金	北海道宿泊税及び占冠村宿泊税の導入に伴い発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る経費	※北海道宿泊税及び占冠村宿泊税導入に係る経費に限る ・レジシステムの改修及び構築 ・ソフトウェアの購入 ・P C、タブレット、ディスプレイ、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器（※プリンター、スキャナー及びそれらの複合機は、印刷あるいはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー、複合機と呼称される製品が対象となる。） ・POSレジ、モバイルPOSレジ

対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> ・使途、単価、規模等の確認が不可能なもの ・契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類が不備なもの ・支払が補助対象者以外の名義で行われるもの ・リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェアに要する経費 ・クラウド型システムの月額料金等、通信費（インターネット回線・プロバイダ料金等） ・消費税及び地方税相当分 ・振込手数料 ・国等が交付する他の補助金等の交付対象となった経費（北海道補助金の対象となった経費を除く。） ・その他村長が不適当と認めるもの

別表第2（第6条関係）

許可・届出区分	許可を受けた客室数	交付金の額
旅館業法	10部屋未満	5万円
	10部屋以上50部屋未満	10万円
	50部屋以上100部屋未満	20万円
	100部屋以上	30万円
住宅宿泊事業法	－	3万円

別表第3（第7条関係）

事業	許可・届出区分	交付申請時の添付資料
システム支援金		・北海道宿泊税システム整備費補助金額の確定通知の写し
導入支援金	旅館業法	・旅館業法に基づく営業許可証の写し ・客室数がわかる書類
	住宅宿泊事業法	・住宅宿泊事業法に基づく届出済証の写し